



# 山形県公報

平成18年10月16日(月)

号 外 (39)

## 目 次

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程..... 1

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程..... 2

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程..... 3

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程..... 4

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程..... 5

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程..... 6

山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程..... 同

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「課を」を「課及び室を」に、「課に」を「課及び室に」に改め、同条の表を次のように改める。

課・室名	係 名
県立病院課	庶務係、管理係、施設係
北庄内医療整備推進室	

第5条を次のように改める。

(課及び室の所掌事務)

第5条 課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

#### (1) 県立病院課

- イ 病院事業の経営の総合企画及び調整に関すること。
- ロ 病院事業会計の予算及び経理に関すること。
- ハ 病院の管理及び運営に関すること。
- ニ 病院の経営に関すること。

ホ 病院の施設及び設備に関すること。

(2) 北庄内医療整備推進室

イ 北庄内地域の医療の整備の推進に関すること。

第7条第1項の表中

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。	

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室長	室	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

に改め、同条第2項中「課に」を「課及び室に」に改め、同項の表中「課長」を「課長又は室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「並びに」に、「限りで」を「及び北庄内医療整備推進室長（以下「室長」という。）限りで」に改め、同条第2項中「課長専決事項」を「課長等専決事項」に改める。

第5条中「課長」を「課長及び室長（以下「課長等」という。）」に改める。

第6条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 室長の専決事務については、室長に事故があるときは、室長補佐がその事務を代決する。

第7条中「課長専決事務」を「課長等専決事務」に改める。

別表第1事務の種類の中「課長専決事項」を「課長等専決事務」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局文書管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第37条」を削り、「(第38条・第39条)」を「(第37条・第38条)」に改める。

第2条第7号中「主務部課」を「主務部課室」に改める。

第8条第1項中「県立病院課」を「県立病院課、北庄内医療整備推進室」に改め、同条第2項中「もって」を、「北庄内医療整備推進室にあっては室長補佐をもって」に改める。

第9条第1項中「県立病院課」を「県立病院課、北庄内医療整備推進室」に改め、同条第2項中「課長が」を「課長が、北庄内医療整備推進室にあっては北庄内医療整備推進室長（以下「室長」という。）が」に改める。

第12条第2項、第13条及び第14条中「課長」を「課長又は室長」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（法令案等の合議）

第16条の2 起案文書で次の各号に掲げる事項を内容とするものは、課長に合議しなければならない。

- (1) 法令の解釈に関するもの
- (2) 告示及び公告に関するもの
- (3) 不服申立て及び訴訟に関するもので重要なもの
- (4) 契約に関するもので重要なもの
- (5) その他重要、異例、新例に属するもの

2 課長は必要と認めるときは、主務部課室長に対して参考資料等の提示を求めることができる。

第28条第2項及び第35条中「課長」を「課長又は室長」に改める。

第36条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、第12条第2項、第28条第2項及び第35条中「課長又は室長」とあるのは「病院の長」と、第13条及び第14条中「課長又は室長の指名する者」とあるのは「宿日直員」と読み替えるものとする。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

別表の1本局を次のように改める。

課 室 名	記 号
県立病院課	県病
北庄内医療整備推進室	北庄医

別記様式第3号中「課長」を「課長（室長）」に改める。

別記様式第4号中「主務部課」を「主務部課室」に改める。

別記様式第7号中「部課名」を「部課室名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局公印規程（平成15年3月県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「課長及び」を「課長、北庄内医療整備推進室長（以下「室長」という。及び）」に、「病院の長」を「室長及び病院の長」に改め、同条第8項及び第9項中「第1項後段」を「第2項」に改める。

別表第1(2)職印の項中

「

4	山形県病院事業局県立病院課長印	方21	県立病院課長	を
4	山形県病院事業局県立病院課長印	方21	県立病院課長	に改める。
4の2	山形県病院事業局北庄内医療整備推進室長印	方21	北庄内医療整備推進室長	

」

別表第2(2)職印の項中

「 4 「 4 4の2  
 山 形 県 山 形 県 山 形 県 病院 事業 局 事業 局 北 庄 内 課 長 印 課 長 印 医 療 整 備 推 進 室 長 印  
 を に 改 め る 。  
 」 」 」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

第7条第2項中「課に」を「課又は室に」に改める。

第39条中「県立病院課及び」を「県立病院課、北庄内医療整備推進室及び」に、「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

第46条第1項中「県立病院課」を「県立病院課、北庄内医療整備推進室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第17号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表本局の項職の欄中 「 局 次 長 」 を 「 局 次 長 室 長 」 に 改 め る 。

別表第1イの項の表5級の項標準的な職務の欄第1項中「課長補佐」を「課長補佐又は室長補佐」に改め、同表8級の項標準的な職務の欄第1項中「局次長」を「局次長又は室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第18号

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局安全衛生管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第40条の2」に改める。

第2条第4号中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

第13条第2項中「県立病院課」を「県立病院課、北庄内医療整備推進室」に改める。

第15条第1項第1号中「の実施及びその」を「及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの」に改める。

第35条第1項第5号を次のように改める。

(5) 生活習慣病健康診断

第4章中第40条の次に次の1条を加える。

（面接指導等）

第40条の2 職員安全衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の2第1項で定める要件に該当する職員その他の健康への配慮が必要な職員に対する面接指導等を実施しなければならない。

2 前項の面接指導等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第19号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第20号

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局固定資産管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は」を「、室長又は」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 室長 山形県病院事業局組織規程第2章に規定する本局の室の長をいう。

第10条中「課長」を「課長又は室長」に改める。

別記様式第2号中「課長」を「課長、室長」に改める。

別記様式第5号中「課名」を「課室名」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「課長」を「課長、室長」に改める。

別記様式第8号中「課名」を「課室名」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第17号中「課長」を「課長、室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第21号

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局被服貸与規程（平成15年3月県病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号中 「課 係 名」 を 「課 室 係 名」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第22号

山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員表彰規程（平成15年3月県病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「県立病院課長」を「県立病院課長、北庄内医療整備推進室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。